

滋賀県流域治水の推進に関する条例の制定について

弓削地先の嵩上げ住宅
(先人の知恵)

平成25年8月6日付
自治創造会議 資料1-2 ページ26、27
に掲載されています。



小生宅

小生が、小学生のころは
毎年のように
水遊びをしていました！



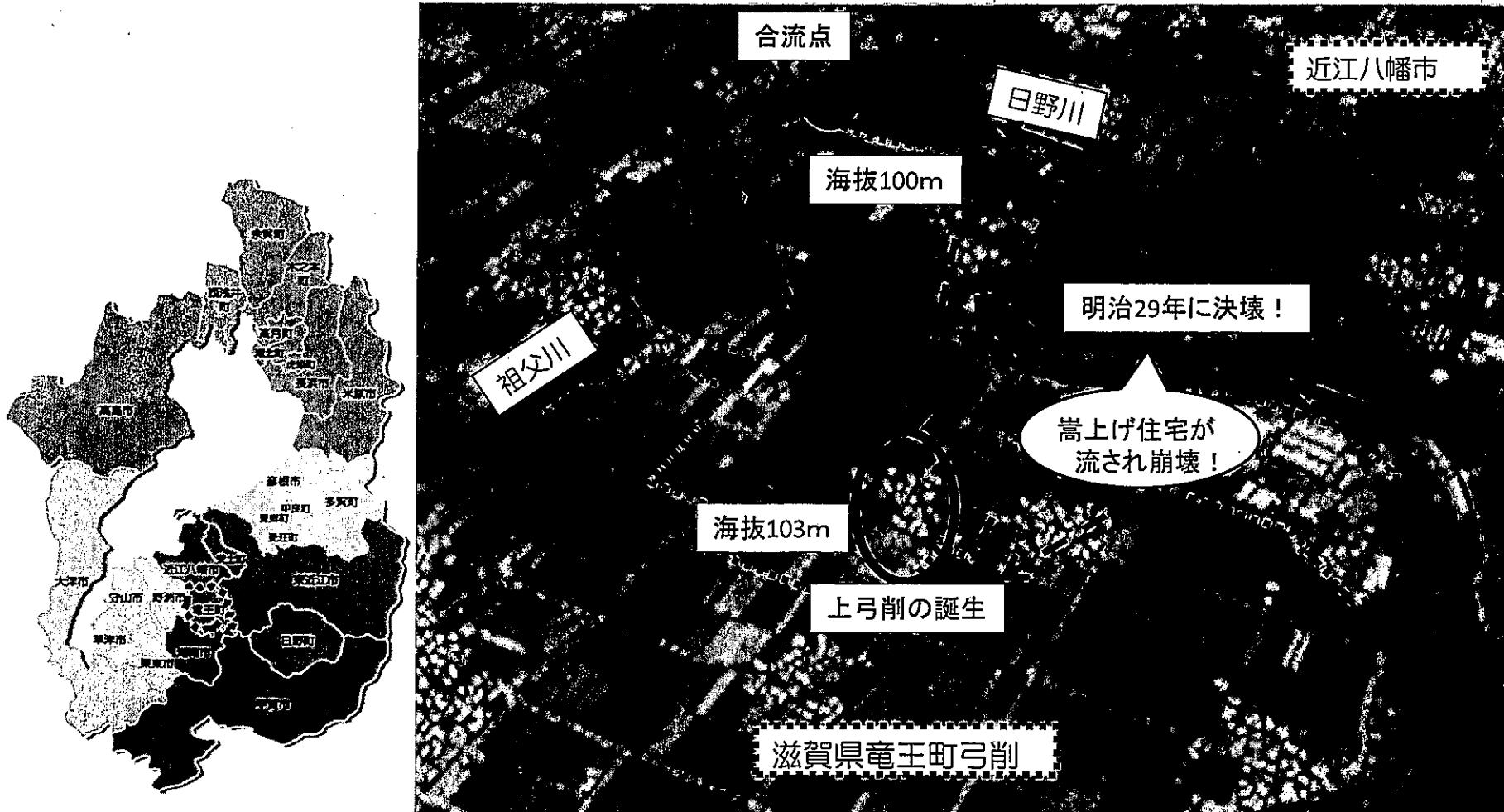
昭和34年の伊勢湾台風を最後に
このような光景は見られなくなりました！！

*今回の18号でも、この道路は冠水
していない。

本条例について、いまだ住民への説明はありません！

一番影響のある地元がまったく無視をされている中で議論がなされています。
流域治水の基本方針制定後今日に至るまで、県の河川整備の方針も含めて説明会すらも開催されません。
とりわけ、本条例案の建築規制は単なる県のパフォーマンスとしか思えません。

弓削の地形（天井川に囲まれた低地！！）



本条例案に対して申し上げます！

知事は、どんな洪水でも命を守るために、規制をかけて嵩上げを誘導すると発言されているようですが、明治29年の当地域の洪水では堤防決壊で多くの家屋が流出しています。

明治29年(1896年)水害の1日雨量は684ミリであった！

弓削地先の日野川堤防が決壊！

多くの民家が流出！（蔵の土壌が崩れる異様な音！）

日野川堤防側近から逃れる！

それが、現在の上弓削！

・県民の命を守るためにには、浸水危険区域の指定や建築の制限では十分とは言えません。早急に河川の整備を進めることができます。

・先人の知恵で生命と財産を守ってきた地域を「浸水危険区域」に指定し建築制限されることになれば、先人の知恵を冒涜することになるのみならず、地域の疲弊を招くこととなります。

・この地を離れる人が出ることは容易に想定でき、また財産権を制限することになります。そして、土地開発も進まなくなることは必至です。

・既存会社様のお話ですが、もし危険区域に指定されことになれば災害リスクが高まるることを意味し、取引先様との継続取引が難しくなってくる。

・危険区域を知らないことは問題かと考えますが、条例にまでする必要性はどこにあるのでしょうか！疑問に思います。

・決壊及び流速を考えないで、本当に命が守れるのでしょうか。
疑問に思います。

同じ弓削地区とは思えない対照的な光景！



上弓削



下弓削

貴方は、転居を考えた時、
「危険区域」を選ぶでしょうか！

自分のこととして考えて欲しいと思います。

~~いま、なぜ条例までする必要があるのでしょうか！~~

・今迄から治水は進めもらっています。今後も計画策定し、銳意改修等に取り組んでいただけるものと確信いたしております。

・「規制があるからこそ、安全な住まい方への確実な誘導が可能となる。」と表現されていますが、これが本心ならば全く以って県民を信用してもらっていないことであり不安を覚えます。

・「違反した場合は20万円以下の罰則を科す。」となっていますが、違反とは何を以って違反なのでしょうか。嵩上げの必要高さが建築確認書に記載されることになるかと思いますが、施行段階での違反でしょうか。条例でいう違反が理解できません。

~~県に対して望むこと！~~

・浸水危険区域における建築物の建築の制限および罰則は条例から除外していただきたいです。

・「川の外の対策」よりも、緊急を要する地域の河川整備を早急に進め、河川の治水力を高めることが先ではないでしょうか！

・浸水深の値は、まずできる対策を策定し、それを考慮の上で、シミュレーションをしていただきたいと考えます。

・日野川改修は、まだまだ先と聞いておりますが、下流より順次進めさせていただいており、その効果もシミュレーション条件に入れるべきです。

・50年前の浸水深と現在の浸水深に違いがあります。雨量、ダム建設等の環境変化が考えられますが、他にも要因が有ると思われます。詳細分析をお願いします。

台風18号による道路の冠水！

内水のポンプアップで冠水は回避できると考えます。



条例より、まずできる対策をお願いします！